

**千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業**

**特定事業契約書**

**千葉市**

**株式会社千葉大宮学校給食サービス**

**平成15年11月25日**

## 目 次

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 総則 .....                      | 1 |
| 第1条（目的及び解釈） .....                 | 1 |
| 第2条（公共性及び乙による事業の趣旨の尊重） .....      | 1 |
| 第3条（事業日程） .....                   | 2 |
| 第4条（本事業の概要） .....                 | 2 |
| 第5条（規定の適用関係） .....                | 2 |
| 第6条（契約保証金） .....                  | 2 |
| 第7条（乙の資金調達） .....                 | 2 |
| 第2章 「本件土地」の使用貸借 .....             | 3 |
| 第8条（「本件土地」の使用貸借） .....            | 3 |
| 第9条（使用貸借の目的） .....                | 3 |
| 第3章 「本件施設」の設計 .....               | 3 |
| 第10条（「本件施設」の設計） .....             | 3 |
| 第11条（設計の変更） .....                 | 4 |
| 第12条（「設計図書」の提出） .....             | 4 |
| 第4章 「本件施設」の建設 .....               | 5 |
| 第1節 総則 .....                      | 5 |
| 第13条（「本件施設」の建設） .....             | 5 |
| 第14条（施工計画書等） .....                | 5 |
| 第15条（第三者の使用） .....                | 6 |
| 第16条（工事監理者） .....                 | 6 |
| 第17条（「本件施設」の建設に関する許認可及び届出等） ..... | 6 |
| 第18条（建設場所の管理） .....               | 6 |
| 第19条（工事用電力等） .....                | 6 |
| 第20条（建設に伴う各種調査） .....             | 7 |
| 第21条（「本件施設」の建設に伴う近隣対策） .....      | 7 |
| 第2節 甲による確認 .....                  | 7 |
| 第22条（甲による説明要求及び建設現場立会い等） .....    | 7 |
| 第23条（中間確認） .....                  | 8 |
| 第3節 完工等 .....                     | 8 |
| 第24条（完工検査） .....                  | 8 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第25条（甲による「本件施設」の完工確認）           | 9  |
| 第26条（甲による「本件施設」の運営・維持管理体制確認）    | 9  |
| 第27条（甲による業務体制確認）                | 9  |
| 第4節 工期の変更等                      | 10 |
| 第28条（工期の変更）                     | 10 |
| 第29条（工期の変更による費用負担）              | 10 |
| 第5節 損害の発生等                      | 11 |
| 第30条（建設工事中に乙が第三者に及ぼした損害）        | 11 |
| 第31条（「不可抗力」による損害）               | 11 |
| 第5章 「本件施設」の賃貸借                  | 11 |
| 第32条（「本件施設」の賃貸借）                | 11 |
| 第33条（「本件施設」賃貸借の期間）              | 12 |
| 第6章 「本件施設」の維持管理及び運営             | 12 |
| 第1節 総則                          | 12 |
| 第34条（「委託業務」）                    | 12 |
| 第35条（「本件施設」の「委託業務」に関する許認可及び届出等） | 12 |
| 第36条（第三者の使用）                    | 13 |
| 第37条（モニタリング）                    | 13 |
| 第38条（第三者に及ぼした損害等）               | 13 |
| 第2節 「施設維持管理業務」                  | 14 |
| 第39条（「維持管理業務計画書」の提出）            | 14 |
| 第40条（「本件施設」の補修・修繕）              | 14 |
| 第41条（報告等）                       | 14 |
| 第42条（日誌・報告書等）                   | 14 |
| 第3節 「運営業務」                      | 15 |
| 第43条（法令等の遵守）                    | 15 |
| 第44条（「運営業務計画書」の提出）              | 15 |
| 第45条（管理責任者）                     | 15 |
| 第46条（調理義務）                      | 15 |
| 第47条（食中毒等）                      | 16 |
| 第7章 「サービス購入料」の支払い               | 17 |
| 第48条（「サービス購入料」）                 | 17 |
| 第49条（「業務報告書」の提出）                | 17 |
| 第50条（「サービス購入料」の支払手続）            | 17 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第51条（「サービス購入料」の減額）       | 18 |
| 第52条（「サービス購入料」の返還）       | 18 |
| 第53条（「サービス購入料」の調整）       | 18 |
| 第8章 「本件施設」の譲渡            | 18 |
| 第54条（「本件施設」の譲渡）          | 18 |
| 第55条（譲渡前検査）              | 19 |
| 第56条（乙による協力）             | 19 |
| 第57条（瑕疵担保責任）             | 20 |
| 第9章 契約期間及び契約の終了          | 20 |
| 第58条（契約期間）               | 20 |
| 第59条（乙の債務不履行等による契約の早期終了） | 20 |
| 第60条（「完工前」の解除）           | 21 |
| 第61条（「完工後」の解除）           | 22 |
| 第62条（甲の債務不履行）            | 23 |
| 第10章 法令変更                | 23 |
| 第63条（通知の付与）              | 23 |
| 第64条（協議及び追加費用の負担）        | 24 |
| 第65条（契約の終了）              | 24 |
| 第11章 「不可抗力」              | 25 |
| 第66条（通知の付与）              | 25 |
| 第67条（協議及び追加費用の負担）        | 25 |
| 第68条（契約の終了）              | 26 |
| 第12章 関係者協議会              | 26 |
| 第69条（関係者協議会の設置）          | 26 |
| 第13章 その他                 | 26 |
| 第70条（公租公課の負担）            | 26 |
| 第71条（損害賠償）               | 27 |
| 第72条（「本件施設」の譲渡等）         | 27 |
| 第73条（新株発行等）              | 27 |
| 第74条（決算報告書の提出）           | 27 |
| 第75条（乙の解散）               | 27 |
| 第76条（付保すべき保険）            | 27 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第77条（銀行団との協議） .....      | 28 |
| 第14章 雑則 .....            | 28 |
| 第78条（「本件施設」の見学者対応） ..... | 28 |
| 第79条（協議） .....           | 28 |
| 第80条（請求，通知等の様式その他） ..... | 28 |
| 第81条（契約上の地位の譲渡） .....    | 28 |
| 第82条（秘密保持） .....         | 28 |
| 第83条（個人情報の保護） .....      | 29 |
| 第84条（準拠法） .....          | 29 |
| 第85条（管轄裁判所） .....        | 29 |
| 第86条（定めのない事項） .....      | 29 |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 別紙1  | 定義集                   |
| 別紙2  | 日程表                   |
| 別紙3  | 使用貸借契約書               |
| 別紙4  | 完工確認事項                |
| 別紙5  | 乙が付保する保険              |
| 別紙6  | 竣工に伴う提出図書             |
| 別紙7  | 「不可抗力」の場合の費用分担規定      |
| 別紙8  | 「サービス購入料」の支払方法及び改定方法等 |
| 別紙9  | モニタリングと「サービス購入料」の減額   |
| 別紙10 | 譲渡前検査                 |
| 別紙11 | 保証契約書(案)              |
| 別紙12 | 法令変更の場合の費用分担規定        |
| 別紙13 | 保証書の様式                |

## 前 文

千葉市（以下「甲」という。）は、千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、より効率的な事業の実施を図るとともに、民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用し、より豊かで安全な学校給食の実現を図るため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に従い、「本件施設」の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

甲は、本事業の「入札説明書等」に従い総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた提案を行った「入札参加者グループ」を落札者として選定した。

当該「入札参加者グループ」は、「入札説明書等」に従い本事業を実施するために特別目的の会社たる株式会社千葉大宮学校給食サービス（以下「乙」という。）を設立した。

そこで、本事業を実施するために、甲は乙と次のとおり契約を締結する。なお、この仮契約は PFI 法第 9 条の規定による市議会の議決を経たときに本契約として効力を発する。従って、以下にいう「本契約の締結日」とは、かかる市議会の議決の日をいう。

## 第1章 総則

### （目的及び解釈）

- 第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本契約において用いられる引用符付きの語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙 1 において定められた意味を有するものとする。

### （公共性及び乙による事業の趣旨の尊重）

- 第2条 乙は、本事業が給食センターの維持管理及び学校給食の調理及び提供を含む点で公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、かかる趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治の本旨に従いかかる趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第3条 本事業は、別紙2として添付する日程表に従って実施する。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、「本件施設」の設計、建設、賃貸、維持管理、運営及び「本件施設」の甲に対する譲渡、並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

2 「本件施設」の仮称は「千葉市大宮学校給食センター」とし、正式名称は、後に甲が定めるものとする。

(規定の適用関係)

第5条 乙は、本事業を、本契約、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に従って遂行するものとする。ただし、これらの内容に相違のある場合は、本契約、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

2 「入札参加者提案」と「入札説明書等」の一部である「要求水準書」の内容に差異がある場合は、「入札参加者提案」に記載されたサービスの水準が「要求水準書」に記載されたサービスの水準を上回るときに限り、「入札参加者提案」が優先して適用されるものとする。

3 「入札参加者提案」と乙が作成し甲に提出した「本件施設」の「設計図書」の内容では、「設計図書」が優先して適用されるものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、本契約の締結と同時に入札説明書及び千葉市契約規則に従って契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、乙が「本件施設」の建設請負工事に関して、「建設企業」に建設費の10%の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結させ、かつ、乙の保険金請求権に甲の質権が設定されるときは、これを免除する。

(乙の資金調達)

第7条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、乙が本契約の履行に必要な費用を確保するための資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

## 第2章 「本件土地」の使用貸借

### （「本件土地」の使用貸借）

第8条 甲は、別紙3の様式及び内容の契約（以下「本件使用貸借契約」という。）を別途乙と締結することにより、「本件土地」を無償で乙に対し貸し渡すものとし、平成16年4月1日までに、「本件土地」を「本件使用貸借契約」で規定された状態で乙に引き渡すものとする。ただし、甲は、「本件土地」内の大宮学園仮設校舎の撤去工事を実施するため、「本件土地」を乙に引き渡した後も必要な範囲で 사용할 ことができる。

- 2 「本件土地」の使用貸借の期間は、前項に従い甲が乙に「本件土地」を引き渡した日から、平成32年3月31日までとする。
- 3 甲は、前項に定める使用貸借の期間中、「本件土地」を第三者に譲渡又は賃貸することができない。
- 4 乙は、第1項に従い引渡しを受ける前に「本件土地」を使用するときは、甲の許可を得なければならない。

### （使用貸借の目的）

第9条 前条に定める使用貸借は、本事業の実施のための「本件施設」の建設及び所有を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ「本件土地」を使用するものとする。

- 2 乙が前項に規定する目的以外の用途に「本件土地」を使用した場合、又は乙が「本件施設」を第三者に譲渡若しくは賃貸した場合、本契約に基づく使用貸借は直ちに終了するものとする。

## 第3章 「本件施設」の設計

### （「本件施設」の設計）

第10条 乙は、本契約締結後速やかに、日本国の法令を遵守の上、本契約（設計協議において甲乙で合意した事項は本契約の一部とみなす。第3章及び第4章において同じ。）、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に基づき、甲と協議の上、「本件施設」の設計を実施するものとする。なお、本契約締結以前において、甲と「入札参加者グループ」との間で既に「本件施設」の設計に関して協議が開始されている場合、甲及び乙は、かかる協議の結果を引き継ぐものとする。

- 2 乙は、「本件施設」の設計を「設計者」に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 「設計者」への設計の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、「設計者」その他「本件施設」の設計に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。



- 4 乙は、「本件施設」の設計の進捗状況に関して、定期的に甲と打ち合わせを行うものとする。

（設計の変更）

第11条 甲は、必要があると認める場合、書面により工期の変更を伴わず「入札参加者提案」の範囲を逸脱しない程度の「本件施設」の設計変更（設計条件の変更も含む。以下同じ。）を乙に対して求めることができる。ただし、甲の設計変更の提案が、法令若しくは所轄官庁の指導、要綱等の変更による場合は、工期の変更を行わないこと又は「入札参加者提案」の範囲を逸脱しないことを要しない。甲の設計変更の提案がある場合、乙は、当該変更の可否を検討し、甲に対して10「開庁日」以内にその結果を通知するものとする。甲は、乙の検討結果を踏まえ、当該設計変更の可否を決定して乙に通知するものとし、乙は、かかる甲の設計変更の通知に従うものとする。

- 2 前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持、修繕及び更新に係る費用の増減、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。以下、本条において同じ。）が発生したときは、当該増減は甲に帰属させるものとし、「サービス購入料」の改定により、当該増減を反映させるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、「本件施設」の設計変更を行うことはできないものとする。

- 4 前項に従い乙が甲の事前の承諾を得て「本件施設」の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙が当該費用を負担するものとする。

- 5 甲が乙に対して工期の変更を伴う設計変更又は「入札参加者提案」の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、甲及び乙は、その可否について協議するものとする。なお、本項による設計変更により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減が発生したときは、当該増減は甲に帰属させるものとし、「サービス購入料」の改定により、当該増減を反映させるものとする。

（「設計図書」の提出）

第12条 乙は、「本件施設」の設計が完成した段階で、速やかに「設計図書」を甲に対して提出するものとする。

- 2 「設計図書」と本契約、「入札説明書等」（当該図書の提出時までに行われた甲乙の打ち合わせにおける協議内容を含む。以下同じ。）又は「入札参加者提案」の間に不一致があることが判明した場合、甲は、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知するものとする。なお、甲は、上記不一致がないことを確認した場合には、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 3 乙が前項に規定する通知を受領した場合、乙は、速やかに当該不一致を是正し、甲の確認を経るものとする。なお、当該是正は、乙の責任及び費用をもって行われるものとし、また、

これによる工期の変更は第 28 条第 1 項及び第 29 条第 2 項の規定に従うものとする。ただし、乙は、「設計図書」と本契約、「入札説明書等」又は「入札参加者提案」の間に不一致がある旨の甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の通知に従うことを要しないものとする。

- 4 甲は、甲が第 10 条第 4 項に規定する進捗状況に関して打ち合わせを行ったこと、本条第 1 項に規定する「設計図書」を受領したこと、乙に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、「本件施設」の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第4章 「本件施設」の建設

### 第1節 総則

（「本件施設」の建設）

第13条 乙は、本契約、「入札説明書等」、「入札参加者提案」及び第 14 条第 1 項の規定により乙が甲に提出する施工計画書（工事全体工程表を含む。）に従い「本件施設」の建設工事を実施するものとする。

- 2 仮設、施工方法その他「本件施設」を完成するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。

（施工計画書等）

第14条 乙は、「本件施設」の着工前に施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、甲に対して提出するものとする。

- 2 乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
- 3 乙は、「入札説明書等」、工事全体工程表及び月間工程表記載の日程に従い、「本件施設」の建設に着工し、工事を遂行するものとする。
- 4 乙は、「本件施設」の工期中、工事現場に工事記録を整備するものとする。
- 5 乙は、甲が行う「本件土地」内の大宮学園仮設校舎の撤去工事との調整を図り、「本事業」に支障のないよう工事を実施する。なお、かかる調整に要する費用（ただし、甲に発生するものを除く。）は乙の負担とし、かかる調整による費用の増減が生じてサービス購入料の見直しは行なわない。

(第三者の使用)

第15条 乙は、「本件施設」の建設を「建設企業」に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 「建設企業」への建設工事の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、「建設企業」その他「本件施設」の建設に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、「本件施設」の建設工事において「本件施設」の施工に関わる下請人等に関する情報を提供するために、「本件施設」の施工体制に係る事項を甲に報告するものとし、甲に報告した事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(工事監理者)

第16条 乙は、「本件施設」の建設に着工する前に、「設計者」を工事監理者として設置し、設置後速やかに甲に対して設置の事実を通知するものとする。

- 2 乙は、工事監理者をして、「要求水準書」に基づく工事監理を行わせるものとする。
- 3 甲は、乙を通じて工事監理者に適宜報告を求めることができるものとする。
- 4 乙は、工事監理者をして、甲に対し、「本件施設」の建設工事について「要求水準書」に従い定期的に報告を行わせるものとする。
- 5 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前3項の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(「本件施設」の建設に関する許認可及び届出等)

第17条 乙は、甲の単独申請に係るものを除き、「本件施設」の建設に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の費用と責任において取得するものとする。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(建設場所の管理)

第18条 第32条第1項の規定による「本件施設」の賃貸借の開始のときまで「本件施設」の建設場所の管理は、乙が善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

(工事用電力等)

第19条 乙は、「本件施設」の建設に必要な工事用電力、工事用水、ガス等のユーティリティを、自己の費用と責任において調達するものとする。

(建設に伴う各種調査)

第20条 乙は、自己の費用と責任において、「本件施設」の建設のために必要な測量及び地質調査を行うものとする。

- 2 乙が前項に従い実施した測量及び地質調査の不備、誤謬等から発生する責任は、乙がこれを負担するものとする。なお、甲は当該不備、誤謬に起因して発生する追加費用を負担しない。
- 3 乙が「本件土地」の引渡しを受ける前に「本件施設」の建設に伴う各種調査を行う必要がある場合、乙は、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上でこれを実施するものとする。
- 4 乙が第1項又は第3項の調査を行った結果、「本件土地」に瑕疵（土壌の汚染、不発弾、遺跡等により建設工事に支障をきたす状態を含むが、本事業の事業者選定手続において甲が公表した「本件土地」に関する資料から推認されるものを除く。）があることが判明した場合、又は甲が本事業の事業者選定手続において甲が公表した「本件土地」に関する資料から合理的に推認される地層断面と実際の地層断面が著しく異なっていた場合、甲は、乙に発生した合理的な追加費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持、修繕及び更新に係る費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限る。）を負担するものとする。

(「本件施設」の建設に伴う近隣対策)

第21条 乙は、自己の責任と費用において、「要求水準書」に従い「本件施設」の建設工事についての近隣説明等を行うものとする。また、乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、光害、粉塵発生、交通渋滞その他「本件施設」の建設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。

- 2 前項に定める近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 3 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

## 第2節 甲による確認

(甲による説明要求及び建設現場立会い等)

第22条 甲は、「本件施設」の建設状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙又は「建設企業」に対してその説明を求めることができるものとし、また、建設現場において建設状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

- 2 乙は、前項に規定する建設状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また「建設企業」をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、建設状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を

求めるものとし、乙は、これに従うものとする。ただし、乙は、建設状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」、を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

- 4 乙は、工期中に乙が行う「本件施設」の検査又は試験のうち主要なものについて、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- 5 乙は、「本件施設」の建設の進捗状況に関して、甲の請求があった場合適宜甲に対して報告を行うものとする。
- 6 甲は、本条に規定する説明若しくは確認の実施又は報告の受領それ自体を理由として、「本件施設」の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (中間確認)

第23条 「本件施設」が「設計図書」に従い建設されていることを確認するために、甲は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 甲は、前項に規定する中間確認の実施それ自体を理由として、「本件施設」の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 中間確認の結果、建設状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。ただし、乙は、建設状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由がある認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

### 第3節 完工等

#### (完工検査)

第24条 乙は、自己の費用と責任において、「本件施設」の完工検査及び「備品」の検査を行うものとする。乙は、「本件施設」の完工検査及び「備品」の検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完工検査及び「備品」の検査に立会うことができる。ただし、甲は、完工検査及び「備品」の検査への立会いの実施それ自体を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 3 乙は、完工検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して、完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

(甲による「本件施設」の完工確認)

第25条 甲は、乙から前条第3項に定める報告を受けた場合、20「開庁日」以内に、「入札説明書等」に従い別紙4に記載する事項に関する完工確認を実施するものとする。

- 2 完工確認の結果、「本件施設」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。ただし、乙は、「本件施設」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べる事ができ、甲にかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。
- 3 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から20「開庁日」以内に、再完工確認を実施するものとする。当該再完工確認の結果、「本件施設」の状況がなおも本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「入札参加者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、前項及び本項の定めるところに準じるものとする。
- 4 甲は、前3項の完工確認又は再完工確認の結果、「本件施設」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」及び「入札参加者提案」の内容を逸脱していないと認めた場合、完工確認書を速やかに乙に交付する。乙は、平成17年1月末日までに完工確認書の交付を受けなければならない。

(甲による「本件施設」の運営・維持管理体制確認)

第26条 乙は、「委託業務開始日」に先立ち「委託業務」の実施に必要な人材を確保し、かつ、「委託業務」の実施に必要な研修を行わなければならない。

- 2 乙は、本契約、「入札説明書等」、「業務計画書」及び「入札参加者提案」に従って「委託業務」を実施することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知するものとする。
- 3 甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、甲は、乙に対して、「委託業務」の実施体制を確認するため、「本件施設」の設備等の試稼動及び調理業務のリハーサル等を求めることができる。本項による確認の結果、「委託業務」の実施体制が本契約、「入札説明書等」乙がすでに甲に提出した「業務計画書」又は「入札参加者提案」で必要とされる条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。
- 4 前項に規定する「本件施設」の設備等の試稼動及び調理業務のリハーサル等は、乙の責任及び費用により行うものとする。

(甲による業務体制確認)

第27条 甲が、乙の「委託業務」の実施体制確認を完了し、かつ、乙が別紙5に記載する種類及び内容を有する保険に自ら加入し、又は「建設企業」もしくは事業者が「委託業務」を委託するものに加入させ、その保険証書の写しを別紙6に記載する竣工図書と共に甲に対して提出した場合、甲は、当該確認を行った日又は当該文書の提出があった日のいずれか遅い日から10

「開庁日」以内に、乙に対して「業務体制確認書」を交付するものとする。

- 2 乙は、「委託業務開始予定日」の前日までに「業務体制確認書」の交付を受けなければならない。ただし、第 28 条に従い工期変更がなされた場合には、実際に業務を開始する日の前日までに「業務体制確認書」の交付を受けなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する甲の「業務体制確認書」を受領するまでの間、第 32 条第 1 項に基づき「本件施設」を甲に貸し渡すことはできないものとする。
- 4 甲は、第 1 項に規定する「業務体制確認書」を交付したことを理由として、「本件施設」の建設、維持管理及び運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する「委託業務」が本契約、「入札説明書等」、「業務計画書」及び「入札参加者提案」の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲が「業務体制確認書」の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

#### 第4節 工期の変更等

##### （工期の変更）

第28条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。

- 2 「不可抗力」又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。
- 3 前 2 項において、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

##### （工期の変更による費用負担）

第29条 甲の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、第 32 条第 1 項に基づき「本件施設」の甲への貸し渡しが「委託業務開始予定日」よりも遅れた場合は、甲は、当該遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用（直接工事費のほか、維持管理に係る費用及び金融費用を含む。）に相当する金額を乙に対して支払うものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、「本件施設」の甲への貸し渡しが「委託業務開始予定日」よりも遅れた場合は、乙は、遅れた日数につき、「本件施設」の設計費、工事監理費及び建設工事費（「備品」等の整備費を含む。）の年 8.25%の割合による金額を日割り計算にて支払うものとする。
- 3 「不可抗力」により工期を変更した場合で、かつ、「本件施設」の甲への貸し渡しが「委託業務開始予定日」よりも遅れた場合、当該遅延に伴う増加費用は、別紙 7 に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとする。

## 第5節 損害の発生等

(建設工事中に乙が第三者に及ぼした損害)

第30条 乙が「本件施設」の建設工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

- 2 「本件施設」の建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

(「不可抗力」による損害)

第31条 甲が「本件施設」の完工を確認する前に、「不可抗力」により、建設中の「本件施設」、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知するものとする。

- 2 甲が前項に従い乙から通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を乙に対して通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害又は損失(追加工事に要する費用を含む。)に係る追加費用は、別紙7に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議により「サービス購入料」の見直しを行う。

## 第5章 「本件施設」の賃貸借

(「本件施設」の賃貸借)

第32条 乙は、「本件施設」を、別紙8に定める賃借料で甲に対して貸し渡すものとし、「委託業務開始予定日」又は乙が第27条の「業務体制確認書」を受領した日の翌日のうちいずれか遅い日に、「本件施設」を甲に対して貸し渡すものとする。

- 2 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、第三者に「本件施設」を譲渡することはできない。
- 3 甲は、自己の費用をもって、第1項に定める賃借権の登記をすることができ、その場合、乙は、甲に対して必要な協力をするものとする。



(「本件施設」賃貸借の期間)

第33条 「本件施設」の賃貸借の期間は、「委託業務開始予定日」又は乙が「業務体制確認書」を受領した日の翌日のうちいずれか遅い日から平成32年3月31日までとする。

2 平成32年3月31日までに、何らかの理由により本契約の全部が終了した場合には、前条に定める賃貸借も終了するものとする。

## 第6章 「本件施設」の維持管理及び運営

### 第1節 総則

(「委託業務」)

第34条 乙は、本契約の期間中、自己の費用と責任において、日本国の法令、本契約(維持管理及び運営に関する合意事項は本契約の一部とみなす。以下、第6章において同じ。), 「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に従って、「委託業務」を遂行するものとする。

2 「要求水準書」は、甲が第64条第2項若しくは第3項又は第67条第2項に基づいて「委託業務」の内容を変更する場合、及び第11条第1項の規定に基づいて甲が設計変更を求める場合を除き、甲と乙が合意したときに限り、その内容を変更することができるものとする。

3 乙は、「委託業務」を善良なる管理者の注意義務をもって実施しなければならない。

3 乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動その他「委託業務」の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。

4 前項に定める近隣対策の実施について、甲の請求があった場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。

5 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

(「本件施設」の「委託業務」に関する許認可及び届出等)

第35条 乙は、「委託業務」に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならない。ただし、甲が申請する必要が生じた場合には、甲が必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(第三者の使用)

第36条 乙は、「入札参加者提案」で明示された者以外の者に「運營業務」及び「維持管理業務」を実施させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、甲は承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。

- 2 乙が「委託業務」の全部又は一部を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、「本件施設」の運営に関して乙又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(モニタリング)

第37条 甲は、自らの費用負担において、「委託業務」の要求水準を確保するために、定期的又は随時に、モニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、乙から提出される「業務報告書」を検討するほか、「業務報告書」の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、甲に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。乙は、当該随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

- 2 前項によるモニタリングの結果、「本件施設」の「委託業務」の実施状況が本契約、「入札説明書等」、「長期維持管理業務計画書」、「年間維持管理業務計画書」、「長期運營業務計画書」、「年間運營業務計画書」及び「入札参加者提案」の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙は第49条に記載する「業務報告書」においてかかる指導に対する対応状況を甲に対して報告しなければならない。
- 3 甲は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会いの実施それ自体を理由として、「本件施設」の「委託業務」の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

第38条 乙が「委託業務」の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

- 2 乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしても「本件運營業務」に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合は、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

## 第2節 「施設維持管理業務」

### （「維持管理業務計画書」の提出）

第39条 乙は平成16年10月末日までに、本契約、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に基づき「長期維持管理業務計画書」を作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、各「事業年度」が開始する30日前までに本契約、「入札説明書等」、「長期維持管理業務計画書」及び「入札参加者提案」に基づき、「年間維持管理業務計画書」を作成して、甲に提出し、各「事業年度」が開始する前に甲の確認を受けなければならない。

3 乙は、甲の確認を受けた「維持管理業務計画書」を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。

4 甲は、「維持管理業務計画書」の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、「本件施設」の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

### （「本件施設」の補修・修繕）

第40条 乙は、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に従い、「本件施設」の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により「本件施設」の修繕（更新投資を含む。）を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

2 乙が「本件施設」の補修・修繕を行った場合、乙は、必要に応じて当該補修・修繕を竣工図書に反映して改訂した竣工図書を甲に提出することとし、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

### （報告等）

第41条 乙が「長期修繕実施計画書」に記載のない修繕（ただし、軽微なものを除く。）を行う場合、乙は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。ただし、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合には、乙は、甲の事前の承諾なく当該修繕を行うことができ、この場合、乙は、修繕後速やかに甲に対しその内容等必要な事項を報告するものとする。

### （日誌・報告書等）

第42条 乙は、「要求水準書」に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供しなければならない。

### 第3節 「運營業務」

#### (法令等の遵守)

第43条 乙は、適用される法令、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して「運營業務」を実施しなければならない。

2 法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとする。

#### (「運營業務計画書」の提出)

第44条 乙は平成16年10月末日までに、本契約、「入札説明書等」及び「入札参加者提案」に基づき「長期運營業務計画書」及び「長期修繕実施計画書」を作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、各「事業年度」が開始する30日前までに、本契約、「入札説明書等」、「長期運營業務計画書」及び「入札参加者提案」に基づき、「年間運營業務計画書」を作成して、甲に提出し、各「事業年度」が開始する前に甲の確認を受けなければならない。

3 乙は、甲の確認を受けた「運營業務計画書」を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。

4 甲は、「運營業務計画書」の確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、「本件施設」の運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (管理責任者)

第45条 乙は、平成17年2月末日までに、「要求水準書」に従い、総括責任者、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者を選任し、氏名、住所及びその他甲が定める事項を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更した場合には、変更後1か月以内に、変更後の者の氏名、住所及びその他甲が定める事項を甲に報告しなければならない。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

3 乙は、平成17年3月末日までに、食品衛生責任者を定め、食品衛生責任者証の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、食品衛生責任者を変更したときは、変更後の食品衛生責任者証の写しを、変更後1か月以内に甲に提出しなければならない。

#### (調理義務)

第46条 乙は、甲が作成した献立に記載された給食を、甲が検収の上、乙に提供する食材を材料として調理し、甲が指定する配送先学校に運搬する。

2 甲が、乙が給食を提供すべき日及び乙が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送

先学校を乙に通知する方法及び手続きは「入札説明書等」に規定された方法とする。「入札説明書等」に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、甲と乙が別途協議して定めることができる。

- 3 前項により甲と乙が定めた事項は書面によるものとし、甲乙これを遵守することを要す。

(食中毒等)

第47条 乙は、「要求水準書」に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって「運営業務」を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、乙は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。

- 3 前項の場合、乙も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して甲の承諾を得るものとする。

- 4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠償するものとし、甲が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、甲の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、乙がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し甲の承諾を得た場合には、甲に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。

- 5 乙の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、「本件施設」の運営ができない期間の「サービス購入料」のうちの「委託料」の支払及び損害賠償（前項により甲が乙に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、「委託料」については、「本件施設」の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、乙の甲に対する損害賠償を妨げない。

(2) 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合、及び乙が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の甲の承諾を得た場合、「委託料」については、「本件施設」の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、甲又は乙による損害賠償はないものとする。

(3) 上記第(1)号及び第(2)号以外の場合、「本件施設」の運営ができなかった期間の「委託料」の固定費のうち「本件施設」の「維持管理業務」に係る部分のみを支払うものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。

- 6 前項の場合で、第50条第3項に定める「サービス購入料」の請求書を甲が受領するときまでに、甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明

の結果に関して甲の承諾が得られないときは、甲は、乙に対し、乙の請求に基づき「委託料」について、「本件施設」の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を仮払いするものとする。かかる仮払いの後、食中毒等が前項第（３）号の事由によるものであることが判明した場合には、乙は仮払を受けた「委託料」のうち「本件施設」の「運営業務」に係る部分及び別紙 ９ の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、甲に返還するものとする。

## 第7章 「サービス購入料」の支払い

### （「サービス購入料」）

第48条 甲は、「本件施設」の使用収益の対価及び「委託業務」の実施の対価として、乙が本契約、「入札説明書等」、「業務計画書」及び「入札参加者提案」に定めるところに従い、別紙 ８ のとおりの「賃借料」及び「委託料」（以下、総称して「サービス購入料」という。）を乙に対し支払うものとする。

2 甲は、「本件施設」の賃借につき、前項に定める「賃借料」を除き、乙に対し、敷金、保証金等名目の如何を問わず、これらに類する目的を持つ何らの金銭支払義務を負わない。

3 「サービス購入料」は別紙 ８ に規定されるところに従い改定される。

### （「業務報告書」の提出）

第49条 乙は、毎月 ５ 日（その日が「閉庁日」の場合には翌「開庁日」）までに、「要求水準書」に従い「運営業務報告書」（ただし、８ 月分を除く。）及び「維持管理業務報告書」を提出し、前月の「委託業務」の遂行状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項に規定する「業務報告書」を受領した日の翌日から 10 日以内に「委託業務」の遂行内容を確認するものとし、乙は、かかる業務確認に必要な協力をなすものとする。

3 甲は、乙が「委託業務」を本契約、「要求水準書」、「業務計画書」又は「入札参加者提案」に従って遂行していないと判断したときは、乙に対し、別紙 ９ の手続きに従い必要な措置をとることができる。

### （「サービス購入料」の支払手続）

第50条 乙は、各「事業年度」における毎半期ごとに、過去 6 か月間における「委託業務」の完了を、甲に対する「業務完了届」の提出をもって報告するものとする。

2 甲は、前項に規定する「業務完了届」を受領したときは、受領した日の翌日から 10 日以内に「委託業務」の完了について検査し、報告対象期間の「委託業務」が完了されていると確認した場合には、その旨を乙に通知するものとする。検査の結果、乙が「委託業務」を本契約、「要求水準書」、「業務計画書」又は「入札参加者提案」が要求する水準又は仕様を満たし

ていないと判断したときは、甲は、乙に対し、別紙 9 の手続きに従い必要な措置をとることができる。

- 3 乙は、甲から「委託業務」の完了を確認した旨の通知をうけたときは、甲に対して、当該 6 か月間における「サービス購入料」の支払いを請求することができる。また、乙は、「業務完了届」の提出から 10 日以内に、甲から、「委託業務」の完了を確認した旨の通知又は乙による「委託業務」の遂行が本契約、「要求水準書」、「業務計画書」又は「入札参加者提案」が定める水準又は仕様に達していないおそれがある旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、「サービス購入料」の支払いを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に係る「サービス購入料」の支払いを行うものとする。

#### （「サービス購入料」の減額）

第51条 前条による甲の業務確認により、「委託業務」について本契約、「入札説明書等」、「業務計画書」又は「入札参加者提案」に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙 9 の手続に従い「サービス購入料」を減額するものとする。

#### （「サービス購入料」の返還）

第52条 「業務報告書」に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載が無ければ甲が前条の規定に従い減額し得た「サービス購入料」の金額を速やかに返還するものとする。

#### （「サービス購入料」の調整）

第53条 本契約に規定されたもの以外で PFI 事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、甲と乙は、「サービス購入料」の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、「サービス購入料」を調整するものとする。

## 第8章 「本件施設」の譲渡

#### （「本件施設」の譲渡）

- 第54条 乙は、「運営期間」の最終日である平成 32 年 3 月 31 日をもって、「本件施設」を無償で甲に譲渡するものとする。
- 2 乙は、「本件施設」の譲渡と同時に、「本件施設」の「備品」を甲に対して無償で譲渡するものとし、それ以外の物品を撤去しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定による譲渡の実行を確保するために、「本件施設」について乙の費用をもって所有権移転の仮登記手続を行うことができ、乙は、甲の請求がある場合これに協力するものとする。

(譲渡前検査)

- 第55条 甲は、乙から「本件施設」を譲り受けるに当たり、「本件施設」が、甲が「本件施設」において行う業務その他それに付随する業務のために継続して使用するに支障の無い状態にあることを確認することを目的として、別紙10に記載する内容の検査（以下「譲渡前検査」という。）を、平成32年3月31日までに実施するものとする。なお、かかる譲渡前検査の具体的な実施プロセス、日程及び実施方法等については、甲と乙の協議により定めるものとする。
- 2 甲が前項に従い譲渡前検査を行う場合、甲は、「本件施設」に立ち入ることができるものとし、また、乙は、甲が行う譲渡前検査に協力し、かつ乙から「委託業務」の実施の委託を受けている者をして協力させるものとする。
- 3 譲渡前検査により「本件施設」に修繕すべき点が存在することが判明した場合、甲は、具体的な修繕方法について乙と協議の上、乙に対してこれを通知するものとし、乙は、当該通知に従い速やかにこれを修繕し、甲の確認を受けるものとする。ただし、乙は、「本件施設」に修繕すべき点が存在するという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の通知に従って修繕することを要しないものとする。
- 4 次の各号に該当するものは、前項に定める修繕すべき点とはみなさないものとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由による汚損、破損によるもの
  - (2) 乙が本契約に定めるところを遵守して業務を遂行したにもかかわらず避けることができなかったもの
  - (3) 「入札参加者提案」、「長期修繕実施計画書」又は「業務計画書」に記載された修繕計画に基づき本契約の終了時までには修繕されることが予定されているもの

(乙による協力)

- 第56条 「本件施設」の譲渡時及び譲渡後において、乙は、甲に対して、甲が「本件施設」において行う業務その他それに付随する業務のために「本件施設」を継続して使用できるよう、適宜「委託業務」に関して必要な事項を説明し、かつ、備品台帳、乙が用いた操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 2 本条により甲が「本件施設」の所有権を乙から譲り受けた場合、甲は、既に乙から交付を受けている竣工図書及びその他の書類を、「本件施設」の維持管理及び運営のため無償で自由に使用（複製、頒布、改変、翻案を含む。）することができるものとし、乙は、甲のかかる竣工図書等の使用が第三者の著作権及び著作者人格権の侵害とならないよう法的措置をとるものとする。



- 3 「本件施設」内の設備について、乙と当該設備の製造者が保証契約を締結していた場合、乙は、甲に対しかかる保証契約の契約上の地位を移転するために必要な行為を行うものとする。

(瑕疵担保責任)

第57条 甲が乙から「本件施設」を譲り受けた後に、「本件施設」(ただし、「本件施設」内の調理用設備及び「備品」を除く。)に隠れたる瑕疵があることが当該譲受日から1年以内に発覚した場合、甲は、乙に対して、当該瑕疵に起因して発生する損害の賠償(甲が当該瑕疵を修補するために第三者を使用した場合、当該第三者に対する報酬及び費用の支払に要する金額を含む。)を請求することができる。

- 2 乙は、第1項の乙の債務を「建設企業」及び「入札グループ」の一員で維持管理に関する業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)に保証させるため、本契約締結後速やかに、「建設企業」及び「維持管理企業」に別紙11の内容の保証契約書を甲と締結させなければならない。

## 第9章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第58条 本契約は、千葉市議会の議決を得た日以降の契約の締結日からその効力を生じ、乙の甲に対する「本件施設」の譲渡に係る一切の手続が完了した時に終了するものとする。

(乙の債務不履行等による契約の早期終了)

第59条 「本件施設」について完工確認書が交付される前(以下「完工前」という。)において次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で、本契約の全部を解除により終了させることができる。

- (1) 乙が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、平成17年1月末日までに完工確認書の交付を受けられず、又は平成17年2月末日までに完工確認書の交付を受ける見込みが明らかでないとき。

- 2 「本件施設」について完工確認書が交付された以降(以下「完工後」という。)において、次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で本契約を書面による通知により終了させることができる。

- (1) 別紙 9 第 4 項の規定により解除するとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、給食配送先学校において食中毒が 2 回以上発生したとき（同一の給食配送先学校かどうかは問わない）。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して 7「営業日」以上、乙が「委託業務」を行わないとき。
- (4) 乙の「委託業務」の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があり、甲が相当期間の催告をしたにもかかわらず乙が債務の履行をしないとき。

3 「本件施設」の完工の前後を問わず、次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で、本契約を終了させることができる。

- (1) 乙に係る、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき。
- (2) 乙が、意図的に、「業務報告書」に著しい虚偽記載を行い、甲がこれを訂正するよう指示したにもかかわらずかかる指示に従わないとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により履行不能が生じたとき。

（「完工前」の解除）

第60条 「本件施設」の完工確認書の交付前に前条第 1 項又は第 3 項の規定に基づいて本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、「本件施設」の「初期投資費用」の 10 分の 1 に相当する違約金を支払い、かつ、甲が解除により被った損害で違約金を超える額を賠償するものとする。

- 2 前項の場合において出来形部分が存在する場合、甲は、当該出来形部分を確認の上、「委託業務開始予定日」から 15 年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分については出来高に相当する金額で、出来形部分内の「備品」については時価相当額で買い受けることができるものとする。乙は、出来形部分内の「備品」以外の物品は撤去するものとするが、甲との協議が整った場合には、甲はかかる物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。また、乙は、「備品」の譲渡に当たっては、甲に対し「備品」の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。
- 3 前項により、甲が、出来形部分又は「備品」を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から 日経過後は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。
- 4 前項で甲が出来形部分を譲り受ける場合、甲は、当該出来形部分の売買代金と第 1 項に規定する違約金支払請求債権及び損害賠償請求債権とを対等額により相殺することができる。
- 5 本条の規定に従い甲が出来形部分を買取る場合、当該出来形部分については、第 57 条の規定を準用する。

- 6 本条の規定に従い本契約が解除された場合で甲が出来形部分を買受ける場合、乙は、甲に対して作成済みの「設計図書」を交付するものとする。この場合、甲は、当該「設計図書」を無償で使用（複製、頒布、改変、翻案を含む。）して「本件土地」に「本件施設」又はこれに類似する施設を建設し、運営及び維持管理を行うことができるものとし、乙は、甲のかかる「設計図書」の使用が第三者の著作権又は著作者人格権を侵害しないようにするために必要な法的措置をとるものとする。

（「完工後」の解除）

第61条 完工確認書の交付後に第59条第2項若しくは第3項又は本条第5項の規定に基づいて本契約の全部が解除された場合、甲は、「委託業務開始予定日」から15年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、「本件施設」を買受け、かつ、乙は、甲が解除により被った損害で本条第2項の計算式により算出される額の9分の1を超える額を賠償するものとする。この場合、乙は、「本件施設」内の「備品」を甲に対して無償で譲渡するものとし、それ以外の物品は撤去するものとする。ただし、甲は、かかる「備品」以外の物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。また、乙は、「備品」の譲渡に当たっては、甲に対し「備品」の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。

- 2 前項に従い甲が「本件施設」を買受ける場合、甲による「本件施設」の買受代金は、次の計算式に従って算出される金額から本契約の解除原因を構成する事由が保険事故に該当することにより支払われた別紙5第1項の火災保険の保険金額を控除した金額とする。

$$(\text{「本件施設」の「初期投資費用」}) \times \frac{(\text{「運営期間」中の暦日の残存日数の合計})}{(\text{「運営期間」中の暦日の日数の合計})} \times 0.9$$

- 3 第1項の規定により、甲が、「本件施設」を均等分割払いにより買受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また、乙は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。
- 4 本条の規定に従い甲が「本件施設」を買受ける場合、「本件施設」については、第55条、第56条及び第57条の規定を準用する。
- 5 甲は、第59条第2項及び第3項の規定により本契約を解除できる場合には、まず「委託業務」に係る業務委託の部分を解除し、予算措置その他の必要な手続きが取られた後に、本契約のその余の部分を解除して、「本件施設」を買受けることができるものとする。この場合、前項が準用する第55条の譲渡前検査は「委託業務」に係る業務委託の部分の解除後速やかに実施するものとし、譲渡前検査終了後、甲は自ら「本件施設」の維持管理及び運営を行うことができる。また、前項が準用する第57条の規定による瑕疵担保責任の期間は、譲渡前検査終了後1年とする。
- 6 第56条第1項及び第3項は、前項により甲が自ら譲渡前検査終了後「本件施設」の維持管

理及び運営を行う場合に準用する。

(甲の債務不履行)

第62条 甲が本契約に基づいて履行すべき賃借料、「委託料」その他の金銭の支払を遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は甲の債務不履行により「本事業」の目的を達成することができないと認められる場合、乙は、本契約の全部を解除することができる。本契約の全部が解除された場合、甲は、かかる解除が完工確認書の交付前になされたときは、出来形を出来高に相当する金額と「開業費等」のうち実際に乙が支出した金額（ただし、金 円を超えない。）との合計額で一括払い又は「委託業務開始予定日」から15年を超えない期間による均等分割払いにより買い受けるものとし、かかる解除が完工確認書の交付後になされたときは、解除前のスケジュールに従い「賃借料」相当額を平成32年4月までに後払いすることを約すことにより「本件施設」を、乙から買い受けるものとする。ただし、別紙5第1項の火災保険の保険金は、甲が支払う「賃借料」相当額のうち期限が後に到来するものから順に充当されたものとみなす。

3 前項に従い本契約が終了した場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害（金融費用を含む。）を賠償するものとする。

4 本条の規定に従い甲が「本件施設」を買い受けた場合については、第55条、第56条及び第57条の規定を準用する。

## 第10章 法令変更

(通知の付与)

第63条 本契約当事者は、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反す

る限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第64条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに「本件施設」の設計、建設、工期、「委託業務開始予定日」、本契約、「要求水準書」、「業務計画書」及び「長期修繕計画書」の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙12に記載する負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示に従うことにより、乙に追加費用が生じる場合は甲の負担として、サービス購入費の見直しを行う。ただし、追加費用の額が多額となる場合には、甲は本契約を解除できるものとし、第65条の規定を準用する。

(契約の終了)

第65条 本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲又は乙が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。甲の要請により本契約を終了させる場合、甲は、乙が本契約の終了により支出した実費相当額（金融費用を含む。）を負担するものとする。

- 2 完工確認書の交付前に前項の規定に従い本契約が終了する場合で、出来形部分が存在するとき、甲は、当該出来形部分を確認の上、「委託業務開始予定日」から15年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分及び出来形部分内の「備品」を買受けるものとする。乙は、出来形部分内の「備品」以外の物品は撤去するものとするが、甲との協議が整った場合には、甲はかかる物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。また、乙は、「備品」の譲渡に当たっては、甲に対し「備品」の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。
- 3 前項の場合、甲は、出来形部分については出来高に相当する金額と「開業費等」のうち実際に乙が支出した金額（ただし、金 円を超えない。）との合計額で、出来形部分内の「備品」については時価相当額で買受けるものとする。また、甲が、当該出来形部分を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から 日経過後は、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができる

ものとする。

- 4 第2項の場合には、第57条及び第60条第6項の規定を準用する。
- 5 完工確認書の交付後に第1項の規定に従い本契約の全部が終了する場合には、甲は、本契約の終了前の支払スケジュールに従い「賃借料」に相当する金額を後払いすることを約することにより「本件施設」を買い受けるものとする。
- 6 前項の場合には、第55条、第56条及び第57条の規定を準用する。
- 7 甲又は乙は、第1項の規定により契約を終了する場合には、まず「委託業務」に係る業務委託の部分を解除し、予算措置その他の必要な手続きが取られた後に、本契約のその他の部分を解除して、甲が「本件施設」を買い受けることとする。この場合、前項が準用する第55条の譲渡前検査は、「委託業務」に係る業務委託の部分の解除の後速やかに実施するものとし、譲渡前検査終了後、甲は自ら「本件施設」の維持管理及び運営を行うことができる。また、前項が準用する第57条の規定による瑕疵担保責任の期間は、譲渡前検査終了後1年とする。
- 8 第56条第1項及び第3項は、前項により甲が自ら譲渡前検査終了後「本件施設」の維持管理及び運営を行う場合に準用する。

## 第11章 「不可抗力」

### (通知の付与)

- 第66条 本契約の締結日の後に「不可抗力」により、「本件施設」が本契約、「入札説明書等」、施工計画書又は「設計図書」に従い建設できなくなった場合、又は、本契約、「入札説明書等」、「入札参加者提案」又は「業務計画書」で提示された条件に従って「委託業務」を行うことができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。
- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が「不可抗力」により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、当該当事者は「不可抗力」により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

### (協議及び追加費用の負担)

- 第67条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該「不可抗力」に対応するために速やかに「本件施設」の設計、建設、工期、「委託業務開始予定日」、本契約、「要求水準書」、「業務計画書」及び「長期修繕計画書」の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。
- 2 前項に規定する協議にかかわらず、「不可抗力」が生じた日から60日以内に本契約等の変更

及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、「不可抗力」に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙7に記載する負担割合によるものとする。

(契約の終了)

第68条 本契約の締結後における「不可抗力」により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。

2 前項の場合については第65条第2項から第8項までの規定を準用する。なお、別紙5第1項の火災保険の保険金は、本項が準用する第65条第5項の「賃借料」相当額のうち期限が後に到来するものから順に充当されたものとみなす。

## 第12章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第69条 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、関係者協議会を設置するものとする。

2 関係者協議会は、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。

4 関係者協議会は、甲及び乙を代表する者により構成されるものとする。また、甲及び乙は、必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。

5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

## 第13章 その他

(公租公課の負担)

第70条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、「サービス購入料」及びこれに対する消費税（地方消費税も含む。）を支払

うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(損害賠償)

第71条 甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(「本件施設」の譲渡等)

第72条 本契約に別段の定めのある場合のほかは、乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、「本件施設」の一部又は全部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 前項の規定により、甲の承諾を得て、本事業に対して融資を実行する銀行団のために「本件施設」に担保権を設定する場合には、第54条第3項の規定による乙と甲との間の「本件施設」の譲渡予約を保全するための所有権移転の仮登記に順位劣後しなければならない。

(新株発行等)

第73条 乙は、甲による事前の承諾がない限り、乙が設立された当時の株主以外の第三者に対して新株を発行しないものとする。

2 乙は、本契約の締結後、速やかに、株主に別紙13の様式による出資者保証書を作成させ、これを甲に提出しなければならない。

(決算報告書の提出)

第74条 乙は、「運営期間」中、各「事業年度」の終了後3か月以内に、公認会計士による監査済みの最新の決算報告書に基づいて、甲に決算報告を行うものとする。

(乙の解散)

第75条 乙は、「運営期間」の最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日から540日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合、又は甲が承諾した第三者が、乙が第57条の規定により負う瑕疵担保責任を引き受けた場合はこの限りではない。

(付保すべき保険)

第76条 乙は、別紙5に定める内容の保険を自ら付保し又は第三者をして付保せしめるものとする。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、乙の責任において更新されるものとする。



(銀行団との協議)

第77条 甲は、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、協議に関する事項及び担保に関する事項等について、協議し、協議が整ったときには協定を締結することができる。

## 第14章 雑則

(「本件施設」の見学者対応)

第78条 乙は、甲が受け入れる「本件施設」の見学者対応に関し、必要な協力を行わなければならない。

(協議)

第79条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。ただし、関係者協議会で協議される事項については、この限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第80条 本契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、「設計図書」に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(契約上の地位の譲渡)

第81条 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第82条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員及び従業員又は自己の代理人、銀行団及びコンサルタント及び本条第2項により秘密保持義務を負う業務受託者等以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（ただし、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。ただし、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの
  - (2) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
  - (3) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの
  - (4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの
  - (5) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの
- 2 乙は、乙が「委託業務」遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

(個人情報保護)

第83条 甲及び乙は、「本件施設」の利用者の個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得たかかる個人情報について適切な管理を行うものとする。

(準拠法)

第84条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第85条 本契約に関する紛争は、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、本契約をもって、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第86条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

[本頁以下余白]

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。なお、甲及び乙は、本契約の締結年月日は、平成 15 年第 4 回千葉市議会定例会において本契約の締結が可決された年月日であり、下記年月日は仮契約の締結年月日であることを確認する。

平成 15 年 11 月 25 日

甲：

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市

市長 鶴岡 啓一

乙：

千葉市若葉区大宮町 1,068 番地 2  
株式会社千葉大宮学校給食サービス

代表取締役 西山 丹三

